

## ～償却資産(固定資産税)について～

### ■ 償却資産とは

固定資産税における償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税または所得税を課されない方が所有されているものも含みます）をいいます。

たとえば、会社や個人で工場、商店などを経営している方や、駐車場やアパートなどを貸し付けている方が、その事業のために用いることができる構築物、機械、器具・備品などが対象となります。また、太陽光発電設備も償却資産に該当し、申告の対象となる場合があります。

### ■ 償却資産の種類と具体例について

資産の種類	主な償却資産の例示
1. 構築物	舗装路面、庭園、門・塀・緑化施設等の外構工事、看板（広告塔等）、ゴルフ練習場設備、受変電設備、予備電源設備など
2. 機械及び装置	各種製造設備等の機械及び装置、クレーン等建設機械など
3. 船舶	ボート、釣船、漁船、遊覧船など
4. 航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
5. 車両及び運搬具	大型特殊自動車（分類番号が「0、00～09、000～099」「9、90～99、900～999」の車両）、構内運搬車、貨車、客車など
6. 工具、器具及び備品	パソコン、陳列ケース、看板（ネオンサイン）、事務機器、医療機器、厨房用品、測定工具、理容及び美容機器、応接セット、ルームエアコン、ロッカー、レジスター、自動販売機など

※ ただし、以下の資産については申告の対象となりません。

- ・ 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの
- ・ 無形減価償却資産（鉱業権、漁業権、特許権など）
- ・ 繰延資産
- ・ 書画・骨董品など時の経過により価値の減少しない資産（複製のものは除く）
- ・ 生物（観賞用・興行用のものは除く）
- ・ 耐用年数が1年未満または取得価額が10万円未満の償却資産で、税務会計上一時に損金算入しているもの（少額償却資産）
- ・ 取得価額が20万円未満の償却資産で、税務会計上事業年度ごとに3年間で一括償却しているもの（一括償却資産）
- ・ たな卸資産（貯蔵品、商品など）

裏面も御覧ください

## ■ 償却資産の申告制度について

償却資産の所有者は、地方税法第383条により、毎年1月1日現在における償却資産の所有状況について、1月末日までにその所在地の市町村長に申告しなければならないと定められています。

※ 該当資産のない方、資産の増減のない方、前年中に休業・廃業された場合も申告書の提出をお願いいたします。（申告書の備考欄にその旨を御記入ください。）

## ■ 償却資産の課税について

### ◆ 評価額の計算について

・	前年中に取得された償却資産の評価額	=	取得価額	×	(1 - 減価率 / 2)
・	前年前に取得された償却資産の評価額	=	前年度評価額	×	(1 - 減価率)

※ 評価額の最低限度額は、取得価額の5%となります。

### ◆ 固定資産税額の計算について

1月1日現在における償却資産 の決定価格（課税標準額）	×	税率 1.4%	=	償却資産にかかる固定資産税額
--------------------------------	---	---------	---	----------------

※ 石井町内に所有する償却資産の評価額の合計が課税標準額となります。

※ 課税標準額が150万円未満の場合は、免税点未満のため課税されません。

## ■ 償却資産の申告上の注意点について

### ◆ 省令改正による耐用年数の変更について

平成20年度税制改正で「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の一部改正があり、機械及び装置を中心に減価償却資産の耐用年数表が大きく変更されました。固定資産税（償却資産）においては、法人・個人事業者の決算期等に関わりなく、既存資産を含めて、平成21年度分から改正後の耐用年数表に基づき申告していただくようになっております。（取得当初に遡及して再計算するものではありません。）該当となる資産がある場合は、耐用年数を御確認の上、御申告くださいますようお願いいたします。

### ◆ 「平成20年1月1日以前に取得した資産」の申告について

平成20年1月1日以前に取得した資産のうち、今年度初めて石井町へ申告される資産（たとえば、増加事由が「申告もれ」や「移動による受入れ」などの資産）で、省令改正による耐用年数の変更がある場合は、種類別明細書（増加資産・全資産用）を記載する際に、該当資産の耐用年数欄には「改正後の耐用年数」を記載し、さらに摘要欄には「改正前の耐用年数」と「省令改正による」などの耐用年数の変更をしたことがわかるような表記も併せてお願いいたします。

### ◆ リース資産の取扱いについて

リース契約の資産については、「一般的な賃貸借契約」の場合は、原則としてリース会社（貸主）に申告の義務があります。ただし、「所有権留保付割賦販売契約」の場合は、借主（買主）に申告していただくようになります。